

平成21年6月15日

関係者各位

破産者株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸 英雄

否認請求認容決定について

破産者株式会社SFCG（以下「SFCG」といいます。）の破産管財人である当職が、平成21年5月19日に東京地方裁判所に対して申し立てておりました、株式会社ブルーバード（以下「ブルーバード」といいます。）を相手方とする否認の請求につき、平成21年6月11日、東京地方裁判所は下記のとおり当職の請求を認容する決定を下しました。申立ての概要及び決定の要旨は下記のとおりです。

記

第1 申立ての概要

SFCGは、ブルーバード及び株式会社ケン・エステート（平成20年11月11日付でブルーバードに吸収合併されている、以下「ケン・エステート」といいます。）から東京都渋谷区所在の不動産を賃借していたところ、同年11月、上記3社は、賃料を従前の倍額に引き上げる形で当該不動産に係る賃貸借契約を新たに締結した。

当職は、新契約の実態はSFCGに過大な賃料債務等を負担させ、ブルーバードないしケン・エステートへ賃料等の名目で現金を移転するための契約であり、破産債権者を害する対価性のない無償行為であるとして否認権を行使し、新契約に基づいて両社へ支払われた賃料のうち、従前の契約を超える部分の返還を求めた。

なお、平成20年11月当時のブルーバード及びケン・エステートの代表取締役は、SFCG元代表取締役・大島健伸の妻が務めていた。

第2 決定の要旨

【主文】

- 1 ブルーバードは、SFCG破産管財人に対し、金8125万円及びこれに対する平成21年5月26日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 申立費用はブルーバードの負担とする。

【理由】

- 1 SFCGが、平成20年11月ころ、次の同年9月19日付け契約書、すなわ

ち、①ブルーバードから賃借していた松濤ゲストハウスの月額賃料を1000万円から2100万円に増額することなどを内容とする賃貸借契約書、及び②株式会社ケン・エステートから賃借していた松濤館の月額賃料を525万円から1050万円に増額することなどを内容とする賃貸借契約書をそれぞれ取り交わしたことは、何らの合理性、必要性を見いだすことができないものであって、SFCGが何らの経済的対価を受けない無償行為に当たるといふべきである。そして、SFCGは、上記各賃貸借契約書に基づき、同年10月ないし平成21年2月分の賃料合計1億5750万円をすべてブルーバードに支払っているところ、上記1億5750万円のうち増額後の賃料と従前の賃料との差額8125万円は、無償行為によるブルーバードの受益といふべきである。

2 以上によれば、SFCG破産管財人は、民事再生法252条1項、破産法160条3項に基づき、前記1の平成20年9月19日付け各賃貸借契約書による賃貸借契約を否認することができ、ブルーバードは、同法167条1項に基づき、8125万円及びこれに対する本件否認請求の申立書がブルーバードに送達された日の翌日である平成21年5月26日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金をSFCG破産管財人に支払うべき義務がある。

3 よって、主文のとおり決定する。

第3 今後について

本決定は、ブルーバードの不服申立てがなければ、ブルーバードが決定の送達を受けた日から1か月で確定し、確定前に不服申立てがなされれば訴訟手続に移行します。本件につきましては、手続の進行に従い、本ホームページを通じて適宜ご報告してまいります。

以上